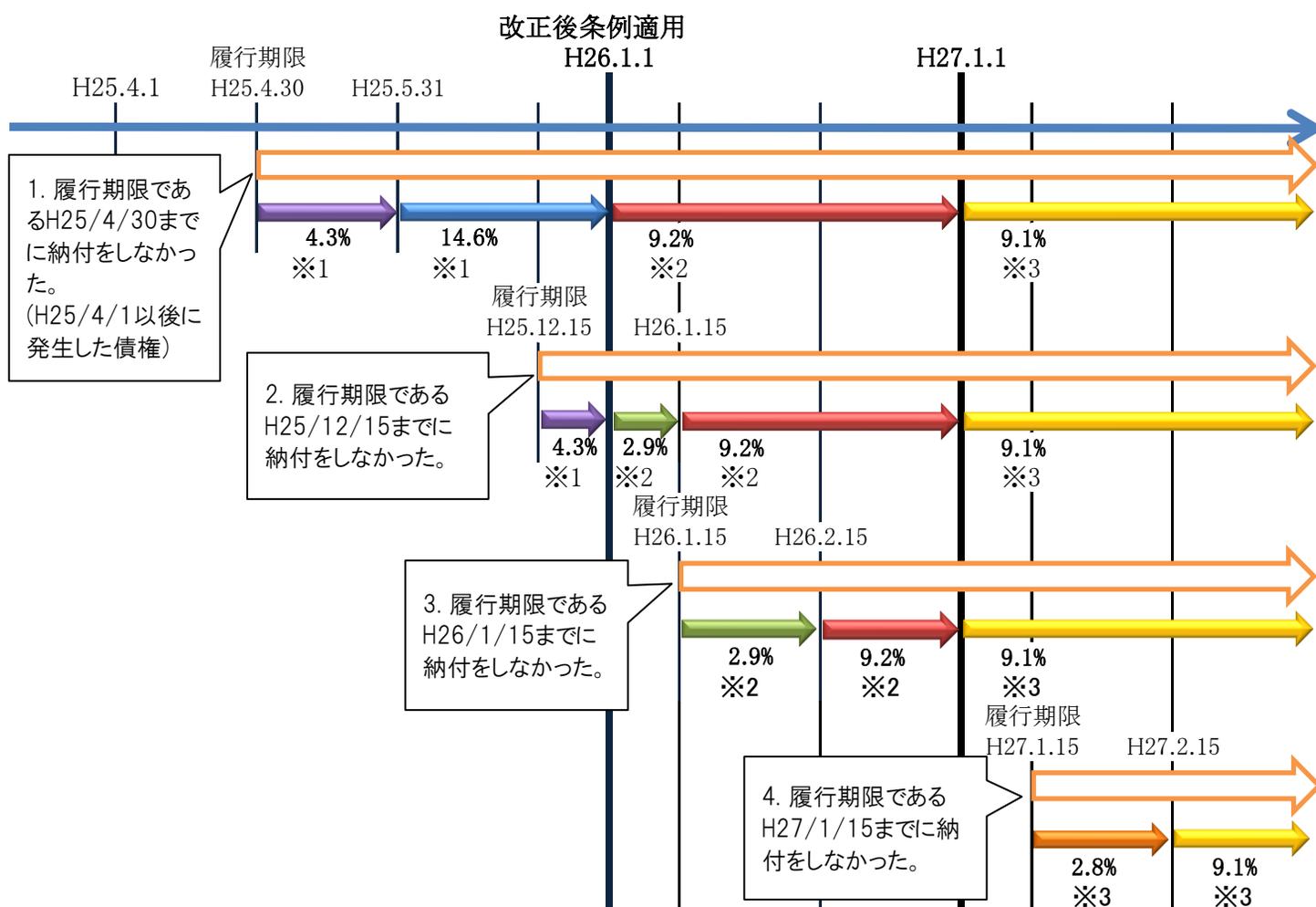


【平成25年4月1日以後に発生した公債権の延滞金利率について】



【特例基準割合適用による延滞金の利率】

船橋市債権管理条例附則に基づき、延滞金の利率は下記の利率となります。

※1…平成25年4月1日から平成25年12月31日までの期間

(1)当初履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間(平成25年12月31日まで) — **年4.3%(特例基準割合適用)**

(2)(1)の期間以後から平成25年12月31日までの期間 — **年14.6%**

(※1の期間の特例基準割合の意味…各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手当の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合、(1)の期間は、**特例基準割合**とする。)

※2…平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間(特例基準割合適用年)

(1)当初履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間(平成26年1月1日から) — **年2.9%**

(2)(1)の期間以後の期間 — **年9.2%**

※3…平成27年1月1日から平成27年12月31日までの期間(特例基準割合適用年)

(1)当初履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間(平成27年1月1日から) — **年2.8%**

(2)(1)の期間以後の期間 — **年9.1%**

(※2、3の期間の特例基準割合の意味…当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合。)

(※2、3の期間の特例の利率の意味…特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、(2)の期間は、**当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、(1)の期間は、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)**とする。)